

入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年12月16日

大 阪 府

各種契約書の改正について

契約局が定める各種契約書を下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

記

1 改正する契約書

別添のとおり

2 主な改正内容

「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則」が令和2年12月25日に施行されることに伴い、契約書の「再委託等の禁止及び誓約書の提出」条項について、次のとおり変更します。

- ・同規則に基づく「入札参加除外者」及び「誓約書違反者」を受任者又は下請負人等としてはならない旨を規定。
- ・契約金額にかかわらず、受任者又は下請負人から同規則に基づく誓約書の徴取を規定。（誓約書の徴取は、一般競争入札は本年12月25日公告分から、指名競争入札は本年12月25日以降の指名分から、随意契約は本年12月25日以降の契約締結分から実施。）

3 適用時期

令和2年12月25日以降に公告する案件から適用

お問い合わせ先

総務部 契約局 総務委託物品課

・契約書関係：企画・システムグループ（内線 5332）

・規則関係：資格審査グループ（内線 5384）

電話 06-6941-0351

【改正する契約書】

物品契約書、物品単価契約書、

印刷請負契約書、印刷請負単価契約書、

機器の賃貸借契約書（長期継続契約用）、機器の賃貸借契約書（債務負担用）、

自動車の賃貸借契約書（長期継続契約用）、

自動車の賃貸借契約書（債務負担用）、

庁舎清掃委託契約書（長期継続契約用）、庁舎清掃委託契約書（債務負担用）、

システムオペレーション委託契約書（長期継続契約用）、

システムオペレーション委託契約書（債務負担用）、

調査業務委託契約書、システム開発委託契約書、

設備保守点検委託契約書（長期継続契約用）、

設備保守点検委託契約書（単年度用）